

## 小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 公文書改ざん疑いに関する新事実と、様々な問題について

## 質問要旨

学校いじめ対策委員会の記録を求めた個人情報開示請求と公文書公開請求に対し、それぞれ異なる文書が開示・公開され、改ざんが疑われている件について、本年 5 月の請願第 18 号審査で問題の一端が示された。他にも問題が多い。最近、開示・公開された資料を比較したところ新たな事実も判明した。改ざんの存否については警察の判断に委ねるとしているため質問しないが、それ以外の問題について、以下質問する。

1. 学校いじめ対策委員会協議録の改ざん疑いに対し、市教育委員会は電子データと紙媒体の 2 つの記録の差異によるものとした。しかし、同じ電子データの記録でも、以前(令和 5 年 6 月)の開示分と直近(令和 8 年 5 月)の公開分では明確な差異がある(具体的には、令和 5 年 3 月 14 日分の協議録について、協議内容(3)の箇条書き 1 項目の説明が 2 行から 1 行に変更されている)。つまり電子データの記録は 1 回以上編集されていたことになる。この事実を調査したかを含め、市教育委員会の見解を伺う。
2. 電子データの記録の具体的な保管状況はどうだったか。例えば Word 文書が担当者の PC に保存され、長期の編集履歴は残らない形で保管されていたのか。
3. 編集履歴を追えない形で公文書を保管することについて、市及び市教育委員会としての統一見解はあるか。
4. 令和 4 年 11 月 8 日開催の第 4 回学校いじめ対策委員会協議録は請求者へ開示されていない。この電子データの記録は存在するのか。存在しない場合、代わりに紙媒体の文書を開示しなかった理由も含め、調査結果を伺う。
5. 当該改ざん疑いの公文書は、いじめ重大事態の調査に係る重要な記録であった。小平市教育委員会いじめ問題対策委員会は、調査に際し、電子データと紙媒体のいずれの記録を参照資料としたのか。紙媒体の記録を参照したのであれば、開示文書と内容が異なることに市の職員が誰も気づかなかった理由についても伺う。
6. 5 のいじめ重大事態に関して。被害児童の保護者がいじめ行為と認識して指摘していたにもかかわらず、教諭が「加害児童が誰なのか記憶が曖昧」とし、最終的に調査対象とならなかった行為があると聞いている。当時、保護者へ開示された電子データの記録には、この行為に関する記載がない。一方、今回改めて開示された紙媒体の記録には、関係児童名と思しき記述(墨塗り)とともに「いじめを認定する方向で、今後進めていく。」と明記されている。つまり、参照資料によって当該行為を調査対象とするか否かの判断が変わり得ることになる。このように意思決定に影響するような重大な差異があるにもかかわらず、両文書を正本として扱うことも含め、この状況に対する市教育委員会の見解を伺う。
7. 令和 4 年 11 月 2 日開催の学校いじめ対策委員会の協議録について、電子データの記録には、保護者から重大事態として扱って欲しいと要望を受けた旨の記載がある。しかし、紙媒体の記録にはいじめ重大事態に関する記述が一切ない。保護者から要望があれば原則としていじめ重大事態の扱いを始めなければならないにもかかわらず、この重要な記録が正本とされる公文書に存在しないことについて、市教育委員会の見解を伺う。
8. 全体的に紙媒体の記録では、矢印記号が多用され、主語が不足し、それだけでは状況が把握できないようなざっくりした記述が目立つ。また被害児童を「〇〇君」と表現している。一方、電子データの記録には矢印記号がなく、主語も明確で具体的・詳細で状況が把握しやすく、また被害児童を「〇〇さん」と丁寧に表現している。この電子データの記録は裁判資料としても使用されたため、「開示した保護者への印象をよくするため、もしくは裁判を有利に進めるために改ざんした」と捉えられても仕方がない。そうではなく、例えば「後から出てきた協議録メモの情報を追記して、より詳細に記録を残そうと思い編集し、開示してしまった」など、何らかの理由があったのか。そのような背景調査をしたかも含め、市教育委員会としての見解を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 8 年 5 月 19 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 】

26	25	24	23